

住宅リフォーム補助金(胆振東部地震)

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
-	-	○	○

内容

半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

対象者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者

※仮設住宅などへの入居の有無は不問

※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに限る

※居住実態のある住宅に限る

対象工事

〔工期〕

令和2年3月31日まで完了する工事

〔工事内容〕

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、照明器具

※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)、舗装等の外構や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

補助額

対象工事費から30万円を控除した額の30%

※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合は、その額と30万円を控除した額の30%

※上限50万円

申請期限

令和2年3月31日(火)まで

手続きに必要なもの

〔交付申請時〕

- ・交付申請書
- ・工事見積書(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
- ・り災証明書(半壊の方で住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

〔報告時〕

- ・交付完了報告書
- ・領収書
- ・工事完成写真

受付・問い合わせ

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

住宅復旧支援事業補助金

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

内容

住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

対象者

被災した住宅が建つ土地の所有者など

※管理者または占有者は所有者の承諾が必要

対象建物

- ・戸建住宅
- ・アパートおよびマンション
- ・店舗(事務所)併用住宅※住宅部分のみ対象

対象工事

- ・住宅基礎の傾斜修復工事(基礎の沈下または傾斜を修復する工事)
- ・傾斜修復工事に併せて行う地盤改良工事(住宅建屋下の工事)

補助額

対象工事に要した費用から50万円を控除した額の2分の1

※上限300万円

申請期限

令和4年3月31日(金)まで

手続きに必要なもの

- ・交付申請書
 - ・対象工事の設計図書(位置図、計画平面図など)
 - ・対象工事の見積書
 - ・住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を確認できる資料
 - ・土地および住宅の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
 - ・土地および建物の全部事項証明書
 - ・り災証明書
 - ・住民票
 - ・その他、町長が必要と認めるもの
- ※申請前に、工事内容が交付対象となるかを窓口までご相談ください。

受付・問い合わせ

まちづくり推進課 総合戦略グループ
☎27-3179